明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（三一六）　二
○消費税法施行令の一部を改正する政令（三一七）　二
○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（三一八）　四
〔府　令〕
○四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六三）　四
〔省　令〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（財務七九）　五
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁四八）　六
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件（同四九）　九
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務三〇〇）　一九
○各都道府県共同募金会が平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同三〇一）　一九
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件（同三〇二）　二〇
○保安林の指定を解除する件（農林水産一三一五～一三二六）　二四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三二七～一三三六）　二四
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業二〇七）　二五
〔官庁報告〕
官庁事項
子供の貧困対策に関する大綱（内閣府）　二九
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十六年七月分）、（平成二十六年度平成二十六年七月分）（財務省）　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三一六号）（総務省）

1　地方消費税

(一)　貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の二二分の一〇に相当する額とすることとした。（第三五条の一七関係）

(二)　道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の一七分の一〇に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を二二分の一〇とし、当該合算額の一七分の七に相当する額について行う地方消費税の清算及び交付について、当該割合を二二分の一二とすることとした。（第三五条の一九及び第三五条の二一関係）

(三)　譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の二二分の一〇に相当する額とすることとした。（附則第六条の一一関係）

2　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一八号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている四品目について、平成二六年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

(一)　乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	七万	トン
コーンスターチの製造に使用するもの	二一〇万	四〇〇　トン
(二)　とうもろこし　コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	五万	六〇〇　トン
その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないもの以外のもの）	五万三、八〇〇	トン
(三)　麦芽	二六万六、六〇〇	トン
(四)　でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	八万三、五〇〇	トン

2　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（財務省）

1　調整対象固定資産の範囲に関する規定のほか、旧税率（一〇〇分の六・三）を前提とした規定を、新税率（一〇〇分の七・八）を前提とした規定に改めることとした。（第五条、第二二条、第二三条、第二五条の四、第四八条、第五三条、第五七条及び第七五条関係）

2　経過措置の対象となる工事の請負に係る契約に類する契約は、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画及び立案、映画の制作、ソフトウエアの開発等に係る契約とするほか、資産の貸付けに係る契約の要件等を定めることとした。（附則第四条及び第九条関係）

3　平成二七年四月一日前に締結した書籍等の予約販売契約に基づき、平成二七年一〇月一日前に対価を領収しているものについて、同日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には、当該課税資産の譲渡等に係る消費税の税率は、改正前の税率（六・三パーセント）とする等の経過措置を設けることとした。（附則第二条、第三条、第五条～第八条及び第一〇条～第一四条関係）

4　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。